

令和6年10月7日

舞鶴市議会議長 上羽 和 幸 様

議会運営委員会

委員長 谷川 眞 司

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を別紙のとおり、舞鶴市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(別紙)

市議委第 4 号

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

舞鶴市議会委員会条例の一部を改正する条例

舞鶴市議会委員会条例(平成 2 年条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「1 年」を「選任の日から翌々年の 4 回目に招集される定例会の開会の日の前日まで」に改める。

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に常任委員である者及び議会運営委員である者の任期は、この条例の施行の日以後最初に招集される定例会の開会の日の前日までとする。

提案理由

常任委員及び議会運営委員の任期を改めたいので提案する。